**市町村農業キャリアアップ支援事業(独立支援区分）重要事項説明**

　市町村農業キャリアアップ支援事業について、事前に知っておいていただきたい内容をご説明します。

分かりづらいことがあれば、遠慮なく質問してください。

**1.　交付主体**

市町村又は一般社団法人高知県畜産会(以下「市町村等」という。)。

**2.　申出等の窓口**

　県知事の認可を受けた各市町村の担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会

*なお、本補助金は「雇用就農資金」の上乗せ補助であることから、本件とは別に（一社）全国農業会議所への*

*「雇用就農資金」の申請が必要。*

市町村担い手協議会等での面接

研修プログラム、研修計画作成　 　→　市町村からの申請　　→　本審査 →　研修計画承認

※高知県新規就農育成審査委員会

**3.　事業の目的及び内容**

　高知県農業キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱に基づき、雇用就農から独立自営就農を目指す者の研修及び育成を図ることを目的として、雇用就農資金を受ける農業法人等及びその農業法人等に雇用された研修生に対し、助成を行う。

**4.　交付要件**

　以下の要件を満たす者に、予算の範囲で資金を交付する。

**○研修生の要件**

ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認めた者であること。

イ　雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）を受ける農業法人等の雇用就農者であること。

　　ウ　独立・自営就農予定又は親元就農予定時の満年齢が49歳以下の者であること。

エ　研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農を目指す者で、原則として、これまで農

業経営を開始したこと、親元就農したこと又は雇用就農したことがないこと（雇用就農資金の助成開

始までの事前雇用期間（４ヶ月以上12ヶ月未満）及び雇用就農資金の助成期間のうち補助事業開始ま

での期間を除く）。

オ　補助事業による研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法の規定に基づく青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けることとし、親元就農予定者にあっては経営継承等計画書を市町村等に提出すること。

**○受入研修機関等の要件**

　　ア　高知県就農希望者研修機関等認定要領に基づき認定を受けた研修機関等及び派遣研修先等

（研修生と３親等以内の者は除く。）であること。

　　イ　上記研修生の要件ア～オを満たす研修生を受け入れる農業法人等であること。

　　ウ　当該研修生に対する雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）を受ける農業法人等であること。

　　エ　経営ノウハウを身につけるための研修を実施すること。

**５.　研修期間**

（１）補助事業の対象とする研修の期間

独立・自営就農又は親元就農を目指して行う技術研修のための研修を開始した時から最長２年間とする。

（２）補助対象期間及び研修の時間

ア　補助対象期間は、上記（１）の研修期間（ただし、補助事業採択前の期間は除く。）とし、概ね１年以上４年以内（独立支援区分は２年以内）とする。

イ　1年間における研修時間は、概ね1,200 時間（目安として月１００時間）以上で、原則１日８時間を超えないこと。

なお、災害、事故等のやむを得ない事由が生じた場合及び農繁期は、この限りでない。

ウ　農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね80時間以上とする。

（３）（１）の規定にかかわらず、２年を超える研修（以下「継続研修」という。）を行うことを妨げな

い。ただし、継続研修の期間は原則として１年以内とし、継続研修期間については、補助対象とし

ない。

（４）前項の規定により研修を継続する場合、研修生は、継続研修の開始後１か月以内に継続研修届を市町村等に提出すること。

**６.　研修内容の変更**

以下の点について変更がある場合は、事前に変更承認を得なければならない。

（１）研修の中止

（２）研修計画の主要部分（研修期間、研修作物、就農形態など）の変更

**７.　交付の停止及び返還**

　次のいずれかに該当するときは、交付決定の変更若しくは取り消しを行うので、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還すること（病気、災害等やむを得ない事情として認められる場合を除く。）。

（１）研修生

ア　受入農業法人等が市町村等、会議及び県と協議を実施したうえで、研修生が就農に必要な技能を取

得することができないと判断し、研修を中止したとき。

イ　研修生が、研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農しなかったとき。

ウ　研修生が、支給期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上就農を継続しなかったとき。

1. 受入農業法人等

ア　受入農業法人等が、市町村等が作成した研修プログラムに即した研修を行っていないと認められ

る場合。

イ　研修の効果が認められない場合。

ウ　受入農業法人等の都合により研修を中止した場合。

ただし、ア及びイに関しては、研修生の責めに帰すべき理由によると会議が県と協議のうえ認めた

場合は、この限りでない。

**８.　研修状況報告及び研修終了後の報告（報告者：研修生、提出先：市町村等）**

（１）研修状況報告書

研修中（継続研修の期間を含む。）の研修状況を市町村等が定める日までに報告。

（２）就農届

独立・自営就農又は親元就農後１か月以内に提出。

1. 就農状況報告

研修終了後（研修を継続する場合は継続研修終了後）から、支給期間の1.5倍又は２年間のいず

れか長い期間が終了するまでの間、報告。

　提出は、原則として、１月から６月までの期間については同年の７月２０日までに、７月から12月末までの期間については翌年の１月２０日までに行うこと。

報告の最終年においては、対象期間の終了後１か月以内に提出。

※研修生が経営開始（支援）資金の対象者でもある場合は、経営開始（支援）資金の交付主体と本

事業の市町村等が同一の場合に限り、経営開始（支援）資金の就農状況報告書の提出をもってこれ

に代えることができる。

**９．その他**

この事業は、採択時点の要綱に基づき実施するが、要綱が改正される場合があるので、あらかじめ了承

のこと。

　上記内容についての説明を受け、理解しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 説明年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 受入農業法人等  所在地（住所） |  |
| 名　称（氏名） | 印 |
| 研　　修　　生  住　　　　　所 |  |
| 氏　　　　　名 | 印 |